

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月24日
【計算期間】	第9期（自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日）
【ファンド名】	エコ・バランス
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、主としてわが国の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。なお、わが国の公社債への投資に当たっては、主として、国内債券マザーファンド（D号）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券の組入れを通じて行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。
- （イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	資産複合（株式、その他資産（投資信託証券（債券））） 資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、固定的とする旨の記載があるものをいいます。カッコ内は投資対象とする複数資産の内容について記載しています。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
	 内	株 2/110 式

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

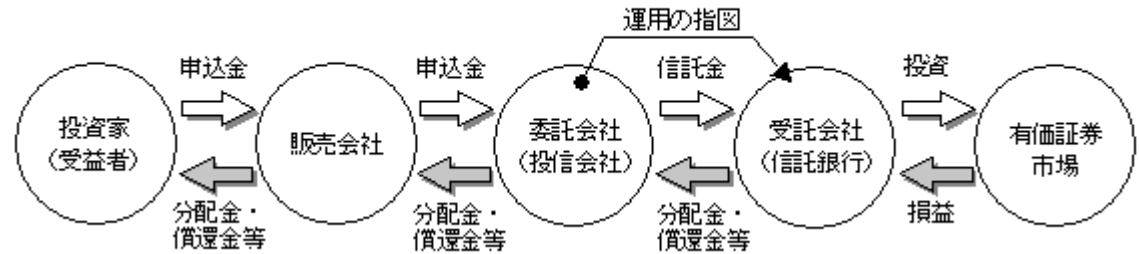
（ロ）受託会社 「中央三井アセット信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

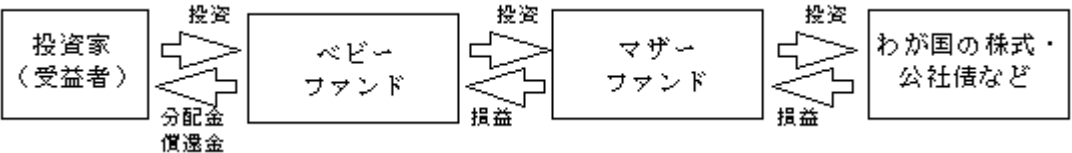
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



※ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成21年10月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上
アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ア
セットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(平成21年10月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	882	5.0

2【投資方針】**(1)【投資方針】****イ 基本方針**

わが国の株式およびマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。このほか、わが国公社債に直接投資することも約款上認められております。

ロ 投資態度

- (イ) 資産配分は、国内株式50%、国内公社債50%を基本とします（株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。）。
- (ロ) 国内株式部分は、主として企業の中長期的な成長性と企業の環境問題への取組状況に着目し、投資対象銘柄を決定します。国内公社債部分の運用は、主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (ハ) 国内株式部分の投資対象銘柄の選定は、以下の手順により行います。
 - a. 定量的スクリーニングおよびアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性評価により、中長期的な成長が見込まれる300銘柄程度を選定します。
 - b. 上記aにより選定された各銘柄について、環境問題への取組状況に関する調査を個別に行い、環境問題取組みの観点から優れていると判断される企業の銘柄を選定します。
 - c. 上記bにより選定された銘柄群から、さらに企業財務力、成長力、事業環境等を総合的に勘案して組入銘柄を決定し、業種分散等に配慮して投資します。
- (ニ) 資金動向、市況動向の急変等により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

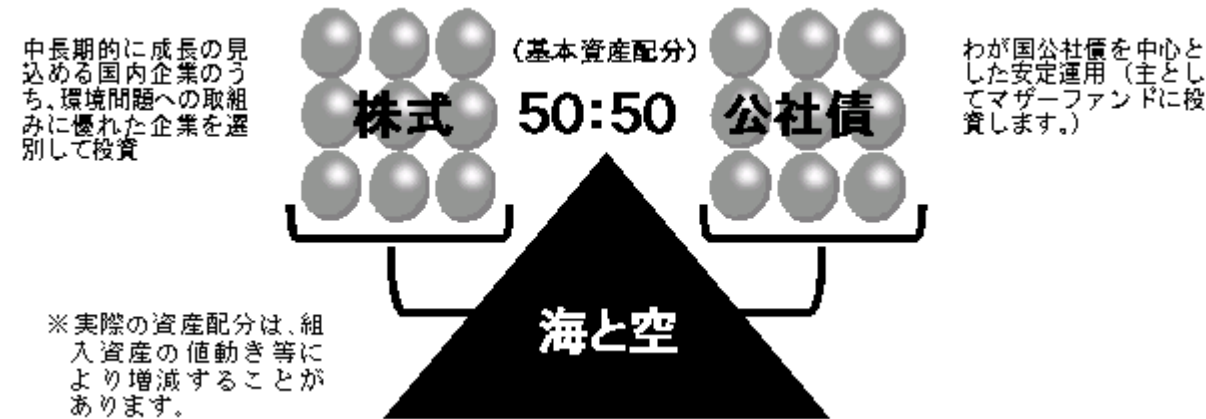
〔基本資産配分、ポートフォリオ構築プロセス〕

当ファンドのポートフォリオの基本資産配分、ポートフォリオ構築プロセスおよび環境取組度の評価プロセスの

具体的な内容・手順等は以下の通りです。

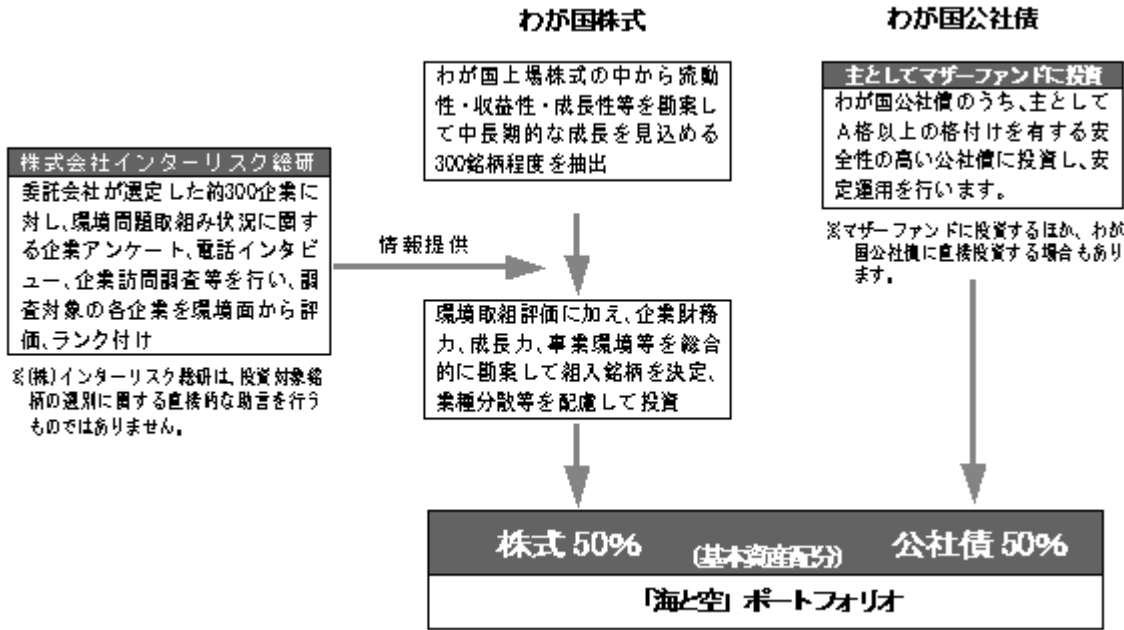
I：基本資産配分

環境問題への取組状況と成長性・収益性などの観点から選別したわが国の企業の株式へ50%程度、わが国の公社債に50%程度投資し、安定した投資成果を目指すバランス型のファンドです。



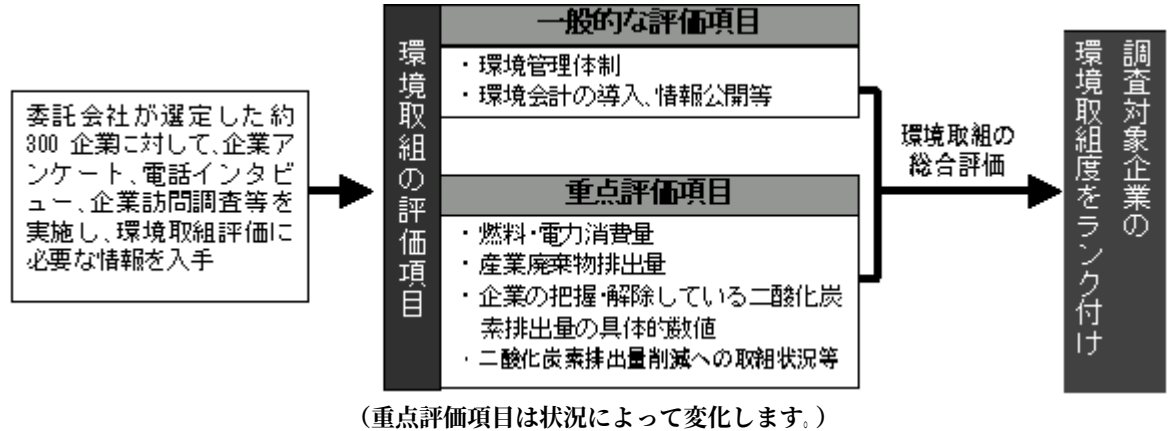
II：ポートフォリオの構築プロセス

ファンド組入れ企業は以下のプロセスで決定し、わが国公社債と組み合わせてポートフォリオを構築します。



※ 環境取組度の評価プロセス

株式会社インターリスク総研による企業の環境取組度の評価は次のように行われます。



- ※企業の環境問題への取組状況の評価にあたっては、環境問題取組全般に関する一般的な評価項目に加え、特に今、最も大きな環境問題のひとつとされる「地球温暖化」を防止する観点から、企業活動に伴う二酸化炭素排出量等の数値を用いて重点的に評価を行います。
- ※企業の環境問題への取組状況の調査・分析および評価は、三井住友海上グループのリスクマネジメントに関する調査・コンサルティング専門会社「(株)インターリスク総研」が担当し、各企業の環境取組度に関する情報を委託会社に提供します。
- ※株式会社インターリスク総研は、委託会社が選定した約300企業に対して環境取組度に関する調査等を行い、その情報を委託会社に提供するものであり、当ファンドの投資対象銘柄の選別に関する直接的な助言を行うものではありません。したがって、同社は当ファンドの関係法人には該当しません。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、親投資信託である国内債券マザーファンド（Ｄ号）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

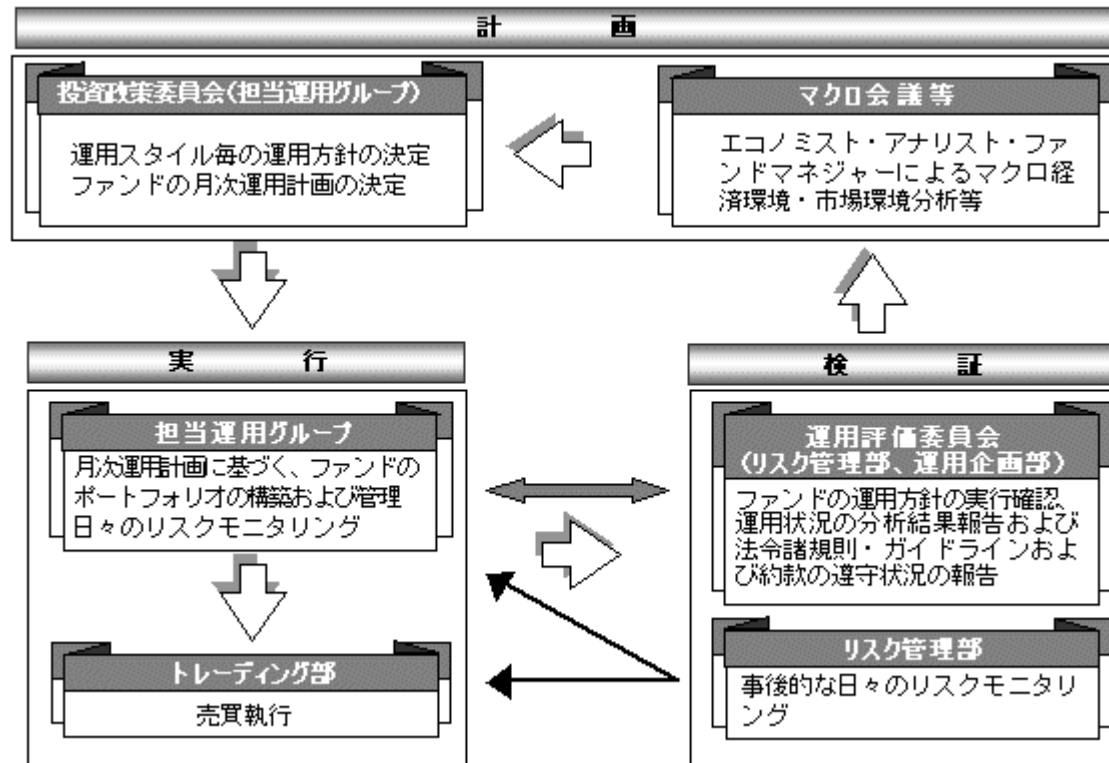
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



※リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年9月25日、ただし決算当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合があります。

ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

Ⅰ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

ホ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ヘ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ト 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

Ⅱ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総

額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

ありません。

- (ハ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡し取引および為替先渡し取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡し取引および為替先渡し取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡し取引および為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

（ロ）上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の

支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）上記（イ）の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

（ハ）上記（ロ）の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：国内債券マザーファンド（D号）の投資方針等）**（1）投資方針等****イ 基本方針**

主としてわが国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA－BPI総合」といいます。）をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※ NOMURA－BPI総合は、野村證券株式会社が公表する指数で、同社の知的財産です。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

（ロ）デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。

（ハ）投資対象は、原則としてA格相当（格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

（ニ）公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（2）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号～第22号）に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- （ニ）外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- （ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ト）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の株式や債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす

ことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.155%（税抜き1.1%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.525% (0.5%)	年0.525% (0.5%)	年0.105% (0.1%)

※（ ）内は税抜き。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00525%（税抜き0.005%）の率を乗じて得た金額（ただし、年525,000円（税抜き500,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

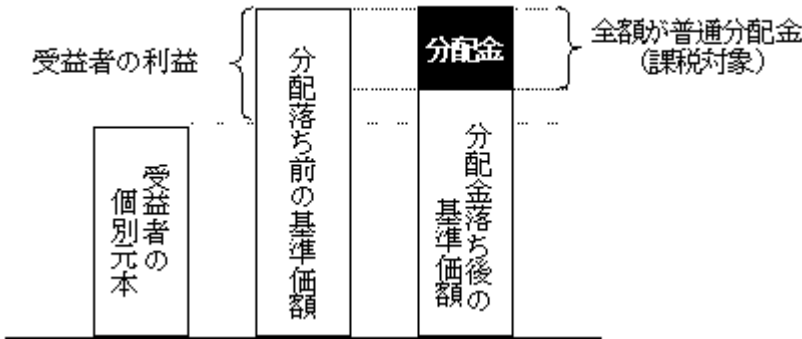
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

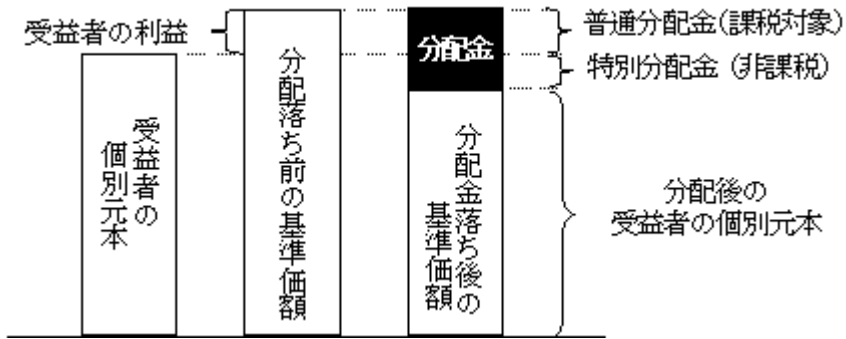
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、原則として受取配当にかかる益金不算入制度の適用が可能です。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

※上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成21年10月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	424,687,100	47.11
国内債券マザーファンド（D号）受益証券	日本	420,491,553	46.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		56,226,833	6.24
合計(純資産総額)		901,405,486	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成21年10月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名／業種	数量 (株／口)	帳簿価額 単価／金額 (円)	評価額 単価／金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド（D号） 〔－〕	366,154,261	1.1540 422,542,017	1.1484 420,491,553	46.65
日本	株式	トヨタ自動車 〔輸送用機器〕	3,400	3,710.00 12,614,000	3,660.00 12,444,000	1.38
日本	株式	小松製作所 〔機械〕	6,600	1,746.00 11,523,600	1,818.00 11,998,800	1.33
日本	株式	日産自動車 〔輸送用機器〕	13,500	611.00 8,248,500	672.00 9,072,000	1.01
日本	株式	滋賀銀行 〔銀行業〕	16,000	552.00 8,832,000	567.00 9,072,000	1.01
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ 〔銀行業〕	18,000	493.00 8,874,000	495.00 8,910,000	0.99
日本	株式	キヤノン 〔電気機器〕	2,500	3,670.00 9,175,000	3,530.00 8,825,000	0.98

日本	株式	T D K 〔電気機器〕	1,500	5,490.00 8,235,000	5,340.00 8,010,000	0.89
日本	株式	クボタ 〔機械〕	11,000	791.00 8,701,000	719.00 7,909,000	0.88
日本	株式	三菱商事 〔卸売業〕	4,000	1,885.00 7,540,000	1,977.00 7,908,000	0.88
日本	株式	日本電信電話 〔情報・通信業〕	2,100	4,160.00 8,736,000	3,750.00 7,875,000	0.87
日本	株式	三井不動産 〔不動産業〕	5,000	1,581.00 7,905,000	1,506.00 7,530,000	0.84
日本	株式	協和発酵キリン 〔医薬品〕	7,000	1,120.00 7,840,000	1,062.00 7,434,000	0.82
日本	株式	三井物産 〔卸売業〕	6,000	1,213.00 7,278,000	1,223.00 7,338,000	0.81
日本	株式	八十二銀行 〔銀行業〕	13,000	491.00 6,383,000	543.00 7,059,000	0.78
日本	株式	三菱地所 〔不動産業〕	5,000	1,446.00 7,230,000	1,404.00 7,020,000	0.78
日本	株式	パナソニック電工 〔電気機器〕	6,000	1,088.00 6,528,000	1,163.00 6,978,000	0.77
日本	株式	京セラ 〔電気機器〕	900	8,360.00 7,524,000	7,750.00 6,975,000	0.77
日本	株式	ユニ・チャーム 〔化学〕	800	8,570.00 6,856,000	8,670.00 6,936,000	0.77
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 〔情報・通信業〕	50	142,200.00 7,110,000	131,900.00 6,595,000	0.73
日本	株式	パナソニック 〔電気機器〕	5,000	1,391.00 6,955,000	1,292.00 6,460,000	0.72
日本	株式	旭化成 〔化学〕	14,000	468.00 6,552,000	457.00 6,398,000	0.71
日本	株式	東京海上ホールディングス 〔保険業〕	2,600	2,585.00 6,721,000	2,385.00 6,201,000	0.69

日本	株式	富士フイルムホールディングス 〔化学〕	2,300	2,765.00 6,359,500	2,630.00 6,049,000	0.67
日本	株式	シャープ 〔電気機器〕	6,000	1,025.00 6,150,000	991.00 5,946,000	0.66
日本	株式	アイシン精機 〔輸送用機器〕	2,500	2,200.00 5,500,000	2,375.00 5,937,500	0.66
日本	株式	塩野義製薬 〔医薬品〕	3,000	2,050.00 6,150,000	1,972.00 5,916,000	0.66
日本	株式	三菱電機 〔電気機器〕	8,000	688.00 5,504,000	706.00 5,648,000	0.63
日本	株式	三井住友海上グループホールディングス 〔保険業〕	2,600	2,520.00 6,552,000	2,170.00 5,642,000	0.63
日本	株式	住友電気工業 〔非鉄金属〕	5,000	1,189.00 5,945,000	1,125.00 5,625,000	0.62

ロ 種類別・業種別の投資比率

平成21年10月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式（国内）	建設業	1.33	株式（国内）	その他製品	0.43
	食料品	1.05		電気・ガス業	1.54
	繊維製品	0.23		陸運業	1.02
	パルプ・紙	0.35		海運業	0.68
	化学	3.26		情報・通信業	2.14
	医薬品	2.52		卸売業	2.99
	ガラス・土石製品	0.79		小売業	1.93
	鉄鋼	0.97		銀行業	3.27
	非鉄金属	0.98		保険業	1.31
	金属製品	0.55		不動産業	2.09
	機械	3.00		サービス業	0.87
	電気機器	7.82	親投資信託受益証券		46.65
	輸送用機器	4.90	合計		93.76

	精密機器	1.11
--	------	------

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額（円）
第1期（平成13年9月25日）（分配落）	1,191,982,549	8,537
第1期（平成13年9月25日）（分配付）	1,191,982,549	8,537
第2期（平成14年9月25日）（分配落）	1,203,114,887	8,325
第2期（平成14年9月25日）（分配付）	1,203,114,887	8,325
第3期（平成15年9月25日）（分配落）	1,234,013,400	8,578
第3期（平成15年9月25日）（分配付）	1,234,013,400	8,578
第4期（平成16年9月27日）（分配落）	1,073,776,556	8,725
第4期（平成16年9月27日）（分配付）	1,073,776,556	8,725
第5期（平成17年9月26日）（分配落）	1,199,304,205	9,820
第5期（平成17年9月26日）（分配付）	1,199,304,205	9,820
第6期（平成18年9月25日）（分配落）	1,224,516,403	10,068
第6期（平成18年9月25日）（分配付）	1,273,165,667	10,468
第7期（平成19年9月25日）（分配落）	1,218,585,206	10,012
第7期（平成19年9月25日）（分配付）	1,242,927,793	10,212
第8期（平成20年9月25日）（分配落）	1,024,461,042	8,638
第8期（平成20年9月25日）（分配付）	1,024,461,042	8,638
第9期（平成21年9月25日）（分配落）	916,873,705	7,984
第9期（平成21年9月25日）（分配付）	916,873,705	7,984
平成20年10月末日	906,206,732	7,692
平成20年11月末日	886,108,182	7,517
平成20年12月末日	903,663,608	7,676

平成21年1月末日	863,780,256	7,337
平成21年2月末日	844,260,669	7,174
平成21年3月末日	824,816,624	7,214
平成21年4月末日	858,276,837	7,500
平成21年5月末日	884,470,552	7,725
平成21年6月末日	902,372,467	7,872
平成21年7月末日	917,890,479	7,994
平成21年8月末日	928,773,066	8,085
平成21年9月末日	909,918,491	7,922
平成21年10月末日	901,405,486	7,845

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期（平成12年10月31日～平成13年9月25日）	0
第2期（平成13年9月26日～平成14年9月25日）	0
第3期（平成14年9月26日～平成15年9月25日）	0
第4期（平成15年9月26日～平成16年9月27日）	0
第5期（平成16年9月28日～平成17年9月26日）	0
第6期（平成17年9月27日～平成18年9月25日）	400
第7期（平成18年9月26日～平成19年9月25日）	200
第8期（平成19年9月26日～平成20年9月25日）	0
第9期（平成20年9月26日～平成21年9月25日）	0

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	△14.6
第2期	△2.5
第3期	3.0
第4期	1.7
第5期	12.6
第6期	6.6

第7期	1.4
第8期	△13.7
第9期	△7.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報：国内債券マザーファンド（D号）の投資状況・投資資産】

（１）投資状況

平成21年10月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,200,922,470	69.76
地方債証券	日本	105,038,212	6.10
特殊債券	日本	243,605,800	14.15
社債券	日本	125,824,300	7.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		46,069,541	2.68
合計(純資産総額)		1,721,460,323	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成21年10月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	額面金額 (円)	帳簿価額 単価／金額 (円)	評価額 単価／金額 (円)	利率／ 償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第237回利付国債（10年）	119,000,000	103.07 122,658,640	102.82 122,359,370	1.5 2012/3/20	7.11
日本	国債証券	第301回利付国債（10年）	117,000,000	102.18 119,554,390	101.14 118,343,160	1.5 2019/6/20	6.87
日本	特殊債券	第1回地方公営企業等金融機構債券（5年）	80,000,000	101.85 81,484,000	101.38 81,111,200	1.01 2013/12/20	4.71
日本	国債証券	第289回利付国債（10年）	70,000,000	103.73 72,611,000	102.56 71,793,400	1.5 2017/12/20	4.17
日本	地方債 証券	第49回共同発行市場公募地方債	60,000,000	105.47 63,283,200	104.44 62,665,800	1.8 2017/4/25	3.64
日本	国債証券	第226回利付国債（10年）	59,000,000	102.05 60,213,100	101.80 60,064,360	1.8 2010/12/20	3.49
日本	国債証券	第303回利付国債（10年）	55,000,000	100.85 55,470,800	99.95 54,975,800	1.4 2019/9/20	3.19

日本	国債証券	第233回利付国債（10年）	53,000,000	102.13 54,131,550	101.87 53,993,220	1.4 2011/6/20	3.14
日本	国債証券	第295回利付国債（10年）	48,000,000	102.66 49,278,080	102.10 49,009,920	1.5 2018/6/20	2.85
日本	地方債 証券	平成17年度第5回埼玉県公募公債	41,250,000	103.30 42,614,137	102.72 42,372,412	1.4 2015/9/29	2.46
日本	国債証券	第256回利付国債（10年）	40,000,000	104.01 41,604,800	103.42 41,370,800	1.4 2013/12/20	2.40
日本	特殊債券	第28回国際協力銀行債券	40,000,000	102.63 41,055,200	102.33 40,932,800	1.28 2012/12/20	2.38
日本	国債証券	第75回利付国債（5年）	40,000,000	102.72 41,088,000	102.22 40,888,400	1.1 2013/9/20	2.38
日本	社債券	第399回九州電力社債 （一般担保付）	40,000,000	102.09 40,838,400	101.59 40,638,000	1.18 2015/4/24	2.36
日本	国債証券	第61回利付国債（20年）	44,000,000	91.80 40,395,080	90.93 40,012,280	1 2023/3/20	2.32
日本	国債証券	第297回利付国債（10年）	37,000,000	101.87 37,694,860	100.77 37,286,380	1.4 2018/12/20	2.17
日本	国債証券	第285回利付国債（10年）	33,000,000	105.77 34,904,760	104.58 34,514,370	1.7 2017/3/20	2.00
日本	国債証券	第111回利付国債（20年）	33,000,000	102.61 33,862,620	101.24 33,411,840	2.2 2029/6/20	1.94
日本	国債証券	第66回利付国債（20年）	32,000,000	101.03 32,329,920	100.00 32,000,000	1.8 2023/12/20	1.86
日本	国債証券	第280回利付国債（10年）	30,000,000	107.18 32,156,400	106.24 31,874,700	1.9 2016/6/20	1.85
日本	国債証券	第264回利付国債（10年）	30,000,000	104.63 31,389,000	103.99 31,197,300	1.5 2014/9/20	1.81
日本	社債券	第519回東京電力社債 （一般担保付）	30,000,000	104.30 31,290,900	103.63 31,090,500	1.59 2015/12/28	1.81
日本	特殊債券	第7回中日本高速道路社債	30,000,000	101.90 30,571,500	101.52 30,458,100	1.1 2014/3/20	1.77

日本	国債証券	第248回利付国債（10年）	30,000,000	101.22 30,368,700	100.89 30,268,800	0.7 2013/3/20	1.76
日本	国債証券	第84回利付国債（20年）	29,000,000	101.93 29,562,020	100.73 29,213,440	2 2025/12/20	1.70
日本	国債証券	第20回利付国債（30年）	27,000,000	106.45 28,743,930	105.03 28,358,910	2.5 2035/9/20	1.65
日本	国債証券	第92回利付国債（20年）	27,000,000	102.46 27,664,200	101.34 27,361,800	2.1 2026/12/20	1.59
日本	国債証券	第104回利付国債（20年）	27,000,000	101.50 27,405,540	100.26 27,072,360	2.1 2028/6/20	1.57
日本	国債証券	第288回利付国債（10年）	25,000,000	105.46 26,365,000	104.27 26,068,000	1.7 2017/9/20	1.51
日本	社債券	第256回北海道電力社債 （一般担保付）	20,000,000	117.37 23,474,000	116.40 23,280,800	3.7 2016/2/25	1.35

ロ 種類別の投資比率

平成21年10月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	69.76
地方債証券	6.10
特殊債券	14.15
社債券	7.31
合計	97.32

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年10月31日 信託契約締結、設定、運用開始。

（設定時の委託会社は三井海上アセットマネジメント株式会社）

平成14年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる

消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「海と空」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成12年10月31日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
但し、第8期（平成19年9月26日から平成20年9月25日まで）については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定に基づき、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期（平成19年9月26日から平成20年9月25日まで）及び第9期（平成20年9月26日から平成21年9月25日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【エコ・バランス】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成20年9月25日現在)	第9期 (平成21年9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,320,771	59,190,992
株式	457,650,100	437,559,500
親投資信託受益証券	531,787,086	422,542,017
未収入金	—	3,109,079
未収配当金	4,035,300	2,954,900
未収利息	678	129
流動資産合計	1,030,793,935	925,356,617
資産合計	1,030,793,935	925,356,617
負債の部		
流動負債		
未払金	—	3,178,333
未払解約金	17,184	96,504
未払受託者報酬	571,575	471,336
未払委託者報酬	5,715,622	4,713,229
その他未払費用	28,512	23,510
流動負債合計	6,332,893	8,482,912
負債合計	6,332,893	8,482,912
純資産の部		
元本等		
元本	1,185,985,072	1,148,459,678
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△161,524,030	△231,585,973
元本等合計	1,024,461,042	916,873,705
純資産合計	1,024,461,042	916,873,705
負債純資産合計	1,030,793,935	925,356,617

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 9 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
営業収益		
受取配当金	9,285,125	7,762,000
受取利息	249,106	78,672
有価証券売買等損益	△162,477,584	△78,169,852
その他収益	6,789	2,031
営業収益合計	△152,936,564	△70,327,149
営業費用		
受託者報酬	1,180,947	931,343
委託者報酬	11,809,297	9,313,260
その他費用	58,917	46,450
営業費用合計	13,049,161	10,291,053
営業損失（△）	△165,985,725	△80,618,202
経常損失（△）	△165,985,725	△80,618,202
当期純損失（△）	△165,985,725	△80,618,202
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,787,730	△6,660,341
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,455,855	△161,524,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,683	7,191,320
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,683	7,191,320
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,854,573	3,295,402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,854,573	3,295,402
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△161,524,030	△231,585,973

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 9 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1)株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 8 期 （平成20年 9 月25日現在）	第 9 期 （平成21年 9 月25日現在）
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 1,185,985,072口	当該計算期間の末日における受益権の総数 1,148,459,678口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の 6 第10号に規定する額 161,524,030円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の 6 第10号に規定する額 231,585,973円
3. 1 単位当たり純資産額	0.8638円 （1 万口＝8,638円）	0.7984円 （1 万口＝7,984円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第8期 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月25日	第9期 自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,029,254円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,349,921円)、および分配準備積立金(13,178,719円)より、分配対象収益は18,557,894円(1万口当たり156.47円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,790,620円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,523,576円)、および分配準備積立金(16,559,988円)より、分配対象収益は21,874,184円(1万口当たり190.46円)ですが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第8期（自 平成19年9月26日 至 平成20年9月25日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	457,650,100円	△135,238,429円
親投資信託受益証券	531,787,086円	7,535,062円
合 計	989,437,186円	△127,703,367円

第9期（自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	437,559,500円	△41,031,927円
親投資信託受益証券	422,542,017円	9,032,918円
合 計	860,101,517円	△31,999,009円

(デリバティブ取引に関する注記)

I. 取引の状況に関する事項

項 目	第8期 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月25日	第9期 自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日
1. 取引の内容、取引に関する取組方針および取引の利用目的	当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことが出来ます。当ファンドが行うことができるデリバティブ取引は次の通りです。 ① a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。 c. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ② 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③ 金利先渡取引および為替先渡取引。 ④ 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引を行うことで生じるリスクには、市場リスクがあります。市場リスクはポジションやリスク評価額などによりリスク量を把握・管理しています。	同 左

3. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

II. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第8期（平成20年9月25日現在）

第8期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第9期（平成21年9月25日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成19年9月26日 至 平成20年9月25日）

属性	関連当事者の名称	投資信託財産との関係	取引内容	取引種類	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
投信法第15条第2項第1号に規定する利害関係人	SMBCフレンド証券株式会社	有価証券取引仲介業者	有価証券等の購入・売却取引	有価証券の購入	28,710,120	未払金	—
				有価証券の売却	21,617,735	未収入金	—

（注1）取引条件及び取引条件の決定方針等

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット（オファー）やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりを取っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれております。

（注2）上記は改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項第1号に規定される利害関係人との取

引であり、当計算期間における全ての金額です。

有価証券取引金額に含まれる売買手数料の額 63,385円

第9期（自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第8期 （平成20年9月25日現在）	第9期 （平成21年9月25日現在）
期首元本額	1,217,129,351円	1,185,985,072円
期中追加設定元本額	27,054,643円	14,371,214円
期中一部解約元本額	58,198,922円	51,896,608円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
大成建設	18,000	183	3,294,000	
大和ハウス工業	4,000	951	3,804,000	
東芝プラントシステム	4,000	1,213	4,852,000	
日清製粉グループ本社	3,000	1,266	3,798,000	
アサヒビール	2,500	1,689	4,222,500	
日本たばこ産業	7	308,000	2,156,000	
東レ	4,000	543	2,172,000	
日本製紙グループ本社	1,300	2,500	3,250,000	
クラレ	4,500	978	4,401,000	
旭化成	14,000	468	6,552,000	
日立化成工業	2,300	1,906	4,383,800	
三洋化成工業	3,000	542	1,626,000	
富士フイルムホールディングス	2,300	2,765	6,359,500	
ユニ・チャーム	800	8,570	6,856,000	
協和発酵キリン	7,000	1,120	7,840,000	
武田薬品工業	800	3,790	3,032,000	
アステラス製薬	1,000	3,610	3,610,000	
塩野義製薬	3,000	2,050	6,150,000	
第一三共	1,700	1,863	3,167,100	
旭硝子	7,000	765	5,355,000	
T O T O	3,000	598	1,794,000	
住友金属工業	18,000	228	4,104,000	
日立金属	5,000	908	4,540,000	
住友電気工業	5,000	1,189	5,945,000	
日立電線	13,000	270	3,510,000	

住生活グループ	3,300	1,573	5,190,900	
小松製作所	6,600	1,746	11,523,600	
クボタ	11,000	791	8,701,000	
日本精工	6,000	586	3,516,000	
NTN	11,000	400	4,400,000	
コニカミノルタホールディングス	3,500	873	3,055,500	
日立製作所	6,000	297	1,782,000	
東芝	4,000	482	1,928,000	
三菱電機	8,000	688	5,504,000	
オムロン	2,000	1,730	3,460,000	
日本電気	10,000	289	2,890,000	
セイコーエプソン	1,200	1,289	1,546,800	
パナソニック	5,000	1,391	6,955,000	
シャープ	6,000	1,025	6,150,000	
ソニー	1,800	2,665	4,797,000	
TDK	1,500	5,490	8,235,000	
カシオ計算機	3,200	793	2,537,600	
京セラ	900	8,360	7,524,000	
パナソニック電工	6,000	1,088	6,528,000	
キヤノン	2,500	3,670	9,175,000	
豊田自動織機	1,400	2,545	3,563,000	
デンソー	2,100	2,660	5,586,000	
日産自動車	13,500	611	8,248,500	
トヨタ自動車	3,400	3,710	12,614,000	
アイシン精機	2,500	2,200	5,500,000	
マツダ	13,000	225	2,925,000	
富士重工業	7,000	361	2,527,000	
ヤマハ発動機	2,300	1,167	2,684,100	
テルモ	1,000	4,910	4,910,000	
ニコン	3,000	1,686	5,058,000	
凸版印刷	4,000	844	3,376,000	

コクヨ	700	822	575,400	
東京電力	1,000	2,355	2,355,000	
中部電力	800	2,170	1,736,000	
関西電力	1,400	2,120	2,968,000	
九州電力	1,400	2,020	2,828,000	
東京瓦斯	8,000	369	2,952,000	
大阪瓦斯	6,000	313	1,878,000	
東京急行電鉄	3,000	436	1,308,000	
東日本旅客鉄道	500	6,310	3,155,000	
東海旅客鉄道	4	644,000	2,576,000	
ヤマトホールディングス	2,000	1,430	2,860,000	
日本郵船	7,000	360	2,520,000	
商船三井	7,000	551	3,857,000	
日本電信電話	2,100	4,160	8,736,000	
KDDI	10	540,000	5,400,000	
エス・ティ・ティ・ドコモ	50	142,200	7,110,000	
三井物産	6,000	1,213	7,278,000	
日立ハイテクノロジーズ	2,200	1,924	4,232,800	
住友商事	5,600	928	5,196,800	
三菱商事	4,000	1,885	7,540,000	
岩谷産業	12,000	283	3,396,000	
ローソン	600	3,920	2,352,000	
三越伊勢丹ホールディングス	3,300	1,055	3,481,500	
セブン&アイ・ホールディングス	2,000	2,150	4,300,000	
ワタミ	1,100	1,883	2,071,300	
ファミリーマート	1,400	2,780	3,892,000	
イオン	2,800	872	2,441,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	18,000	493	8,874,000	
八十二銀行	13,000	491	6,383,000	
滋賀銀行	16,000	552	8,832,000	
みずほフィナンシャルグループ	24,300	176	4,276,800	

三井住友海上グループホールディングス	2,600	2,520	6,552,000	
東京海上ホールディングス	2,600	2,585	6,721,000	
三井不動産	5,000	1,581	7,905,000	
三菱地所	5,000	1,446	7,230,000	
イオンモール	2,200	2,030	4,466,000	
N E C フィールディング	3,300	1,408	4,646,400	
セコム	800	4,390	3,512,000	
合 計	455,671		437,559,500	

(b) 株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド（D号）	366,154,261円	1.1540円	422,542,017円

<参考情報>

当ファンドは、「国内債券マザーファンド（D号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外となっております。

「国内債券マザーファンド（D号）」の状況

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成20年9月25日現在）	（平成21年9月25日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	68,434,751	40,179,814
国債証券	1,616,394,150	1,227,220,120
地方債証券	—	105,781,537
特殊債券	159,379,200	244,314,000
社債券	86,065,000	126,566,500
未収利息	4,233,251	4,154,775
前払費用	848,239	929,851
流動資産合計	1,935,354,591	1,749,146,597
資産合計	1,935,354,591	1,749,146,597
負債の部		
I 流動負債		
未払金	—	—
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
I 元本等		
1 元本		
元本	1,713,898,920	1,515,662,531
元本合計	1,713,898,920	1,515,662,531
2 剰余金		
剰余金	221,455,671	233,484,066

剰余金合計	221,455,671	233,484,066
元本等合計	1,935,354,591	1,749,146,597
純資産合計	1,935,354,591	1,749,146,597
負債・純資産合計	1,935,354,591	1,749,146,597

（注）「国内債券マザーファンド（D号）」は、毎年9月12日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成20年9月25日並びに平成21年9月25日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。なお、 買付後の最初の利払いまでは、個別法によっておりま す。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等 の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価 格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売 買参考統計値等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券（売買目的 有価証券） 同 左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成20年 9 月25日現在）	（平成21年 9 月25日現在）
1. 受益権総数	平成20年 9 月25日現在における受益権の総数 1,713,898,920口	平成21年 9 月25日現在における受益権の総数 1,515,662,531口
2. 1 単位当たり純資産額	1.1292円 （1 万口＝11,292円）	1.1540円 （1 万口＝11,540円）

（デリバティブ取引に関する注記）

I. 取引の状況に関する事項

項 目	自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
-----	----------------------------------	----------------------------------

1. 取引の内容、取引に関する取組方針および取引の利用目的	当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。当ファンドが行うことができるデリバティブ取引は次の通りです。 ① a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。 c. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ② 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③ 金利先渡取引および為替先渡取引。 ④ 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引を行うことで生じるリスクには、主に市場リスクがあります。市場リスクはポジションやリスク評価額などによりリスク量を把握・管理しています。	同 左
3. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

II. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

（平成20年9月25日現在）

平成20年9月25日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成21年9月25日現在）

平成21年9月25日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成19年9月26日 至 平成20年9月25日）

該当事項はありません。

（自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成20年9月25日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,688,474,806円
同期中における追加設定元本額	390,023,305円
同期中における一部解約元本額	364,599,191円
平成20年9月25日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	724,212,283円
エコ・バランス	470,941,451円
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	76,614,068円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	148,727,317円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	211,553,822円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	81,849,979円
合計	1,713,898,920円

（平成21年9月25日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,713,898,920円
同期中における追加設定元本額	211,637,498円
同期中における一部解約元本額	409,873,887円
平成21年9月25日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	607,085,179円
エコ・バランス	366,154,261円
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	93,378,500円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	154,373,115円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	214,761,237円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	79,910,239円
合計	1,515,662,531円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 7 5 回利付国債（5 年）	40,000,000	41,030,400	
	第 2 1 8 回利付国債（1 0 年）	100,000,000	100,391,000	
	第 2 2 5 回利付国債（1 0 年）	13,000,000	13,274,950	
	第 2 2 6 回利付国債（1 0 年）	97,000,000	98,933,210	
	第 2 3 3 回利付国債（1 0 年）	53,000,000	54,103,990	
	第 2 3 7 回利付国債（1 0 年）	59,000,000	60,816,610	
	第 2 4 8 回利付国債（1 0 年）	30,000,000	30,333,600	
	第 2 5 0 回利付国債（1 0 年）	23,000,000	23,080,040	
	第 2 5 6 回利付国債（1 0 年）	40,000,000	41,548,400	
	第 2 5 9 回利付国債（1 0 年）	15,000,000	15,655,500	
	第 2 6 4 回利付国債（1 0 年）	30,000,000	31,349,100	
	第 2 6 9 回利付国債（1 0 年）	28,000,000	28,991,480	
	第 2 7 1 回利付国債（1 0 年）	30,000,000	30,884,400	
	第 2 8 0 回利付国債（1 0 年）	30,000,000	32,124,900	
	第 2 8 5 回利付国債（1 0 年）	33,000,000	34,810,710	
	第 2 8 7 回利付国債（1 0 年）	14,000,000	14,961,940	
	第 2 8 8 回利付国債（1 0 年）	37,000,000	38,912,160	
	第 2 8 9 回利付国債（1 0 年）	100,000,000	103,405,000	
	第 2 9 5 回利付国債（1 0 年）	10,000,000	10,293,700	
	第 2 9 7 回利付国債（1 0 年）	37,000,000	37,583,120	
	第 3 0 1 回利付国債（1 0 年）	75,000,000	76,458,750	
	第 1 6 回利付国債（3 0 年）	13,000,000	13,885,950	
	第 2 0 回利付国債（3 0 年）	27,000,000	28,814,940	

	第 3 0 回利付国債（ 3 0 年）	16,000,000	16,403,200	
	第 6 1 回利付国債（ 2 0 年）	44,000,000	40,359,000	
	第 6 6 回利付国債（ 2 0 年）	32,000,000	32,292,480	
	第 7 5 回利付国債（ 2 0 年）	27,000,000	28,047,870	
	第 8 4 回利付国債（ 2 0 年）	29,000,000	29,561,150	
	第 9 2 回利付国債（ 2 0 年）	31,000,000	31,763,220	
	第 9 7 回利付国債（ 2 0 年）	14,000,000	14,484,960	
	第 1 0 0 回利付国債（ 2 0 年）	11,000,000	11,350,240	
	第 1 0 4 回利付国債（ 2 0 年）	27,000,000	27,405,000	
	第 1 1 1 回利付国債（ 2 0 年）	33,000,000	33,909,150	
	国債証券 小計	1,198,000,000	1,227,220,120	
地方債証券	平成 1 7 年度第 5 回埼玉県公募公債	41,250,000	42,620,737	
	第 4 9 回共同発行市場公募地方債	60,000,000	63,160,800	
	地方債証券 小計	101,250,000	105,781,537	
特殊債券	第 1 回地方公営企業等金融機構債券（ 5 年）	80,000,000	81,423,200	
	第 7 8 5 回政府保証公営企業債券	20,000,000	20,126,400	
	第 2 8 回国際協力銀行債券	40,000,000	41,026,000	
	第 1 4 回日本学生支援債券	20,000,000	20,287,600	
	い第 6 7 7 号農林債	10,000,000	10,190,100	
	第 1 9 6 回しんきん中金債券	20,000,000	20,224,600	
	第 2 2 5 回信金中金債（ 5 年）	10,000,000	10,250,400	
	第 7 回中日本高速道路株式会社社債	30,000,000	30,567,900	
	第 2 5 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	10,000,000	10,217,800	
	特殊債券 小計	240,000,000	244,314,000	
社債券	第 5 1 9 回東京電力株式会社社債	30,000,000	31,281,300	
	第 5 4 4 回東京電力株式会社社債	10,000,000	10,569,600	
	第 5 5 5 回東京電力株式会社社債	10,000,000	10,169,900	
	第 4 8 7 回中部電力株式会社社債	10,000,000	10,247,700	

	第 3 9 9 回九州電力株式会社社債	40,000,000	40,844,000	
	第 2 5 6 回北海道電力株式会社社債	20,000,000	23,454,000	
	社債券 小計	120,000,000	126,566,500	
	合 計		1,703,882,157	

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月30日現在

I 資産総額	902,411,539 円
II 負債総額	1,006,053 円
III 純資産総額(I － II)	901,405,486 円
IV 発行済口数	1,148,958,183 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.7845 円
(1 万口当たり純資産額	7,845 円)

第 5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 期	1,555,626,886	159,452,434
第 2 期	77,315,775	28,299,898
第 3 期	10,391,047	17,006,753
第 4 期	5,195,915	213,128,167
第 5 期	14,525,216	23,855,087
第 6 期	23,128,931	28,209,812
第 7 期	40,014,859	39,117,127
第 8 期	27,054,643	58,198,922
第 9 期	14,371,214	51,896,608

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成21年10月30日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

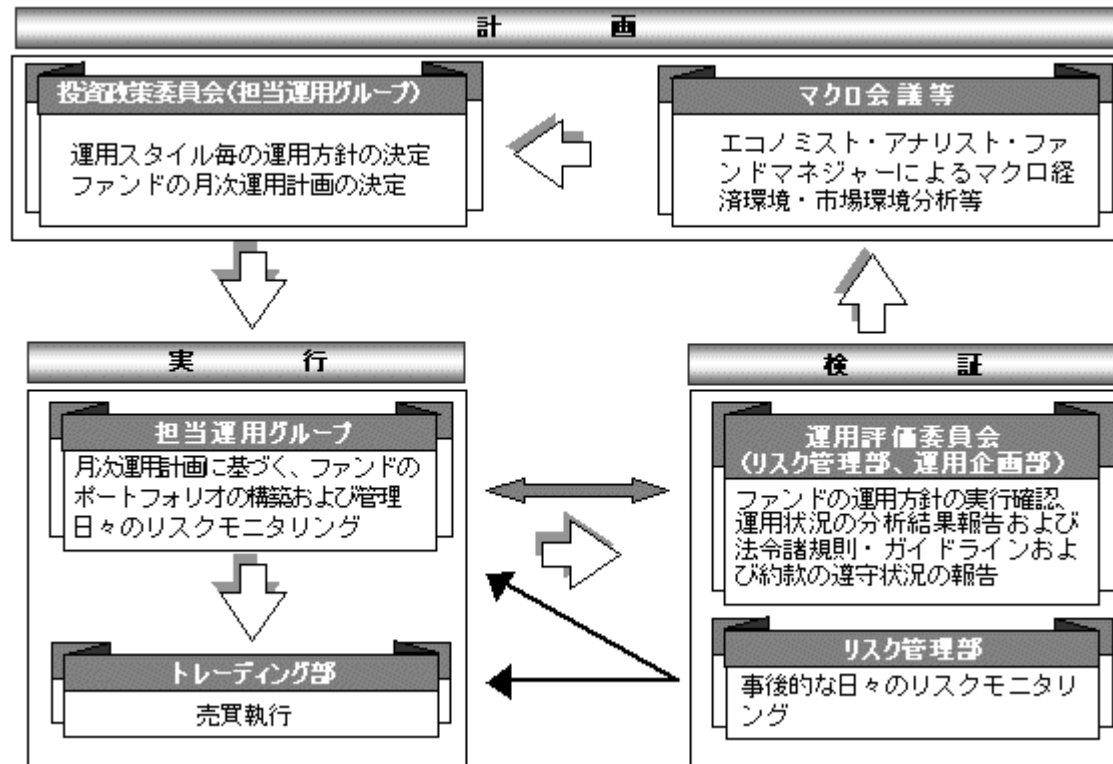
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年10月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	75 (1)	192,338 (206)
	追加型	234 (100)	3,918,243 (2,489,975)
	計	309 (101)	4,110,581 (2,490,181)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		309 (101)	4,110,581 (2,490,181)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 23 期	第 24 期
		(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
(資 産 の 部)			
流動資産			
現金及び預金	※ 2	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	※ 2	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産	※ 1		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産	※ 1		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

(単位：千円)

	第 23 期 (平成20年3月31日現在)	第 24 期 (平成21年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金	40,052	44,497
未払金		
未払収益分配金	2,787	947
未払償還金	28,571	23,376
未払手数料	※ 2 1,727,481	891,493
その他未払金	149,275	112,743
未払費用	760,613	612,126
未払消費税等	366,587	-
未払法人税等	3,334,415	-
前受収益	5,985	-
賞与引当金	375,721	291,836
その他の流動負債	254	-
流動負債計	6,791,746	1,977,020
固定負債		
退職給付引当金	749,327	972,202
固定負債計	749,327	972,202
負債合計	7,541,073	2,949,223
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	△ 5,805
評価・換算差額等計	25,392	△ 5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 23 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 24 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益		
受取配当金	8,036	-
有価証券利息	7,450	22,216
受取利息	※ 1	34,555
為替差益	634	11,209
時効成立分配金・償還金	5,827	7,832
原稿・講演料	4,424	3,910
雑収入	3,743	4,132
営業外収益計	64,671	85,555
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	1,826	693
雑損失	0	82
営業外費用計	1,826	775
経常利益	10,223,744	3,884,401
特別利益		
貸倒引当金戻入益	25,000	-
投資有価証券償還益	5,787	1,136
投資有価証券売却益	124,622	122
ゴルフ会員権売却益	5,555	-
特別利益計	160,966	1,259
特別損失		
固定資産除却損	※ 2	12,288
投資有価証券償還損	503	84,238
投資有価証券評価損	17,700	65,553
投資有価証券売却損	56	464,272
投資有価証券清算損	256	-
ゴルフ会員権売却損	24,476	-
特別損失計	55,282	614,753
税引前当期純利益	10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税	4,544,339	1,206,047
法人税等調整額	△134,250	369,088
法人税等合計	4,410,088	1,575,135

当期純利益		
	5,919,339	1,695,771

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 23 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 24 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	△ 9,041	-
当期変動額合計	△ 9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	△ 1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	△ 1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	△ 1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
 その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	△ 407,911	△ 31,197
当期末残高	25,392	△ 5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	△ 407,911	△ 31,197
当期末残高	25,392	△ 5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	4,453,028	△ 1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	同左 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更
(会計処理の変更)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。	—
—	リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。

(表示方法の変更)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。 3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。	—

(追加情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。	—

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 126,027千円 器具備品 859,261千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 60千円 ソフトウェア 111,411千円 商標権 9,393千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 150,704千円 器具備品 941,423千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 72千円 商標権 11,337千円
※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 12,481,426千円 未収投資助言報酬 478,296千円 未払手数料 509,702千円	※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,311,398千円 未収投資助言報酬 398,818千円 未払手数料 331,400 千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一十千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一十千円

差引額	10,000,000千円	差引額	10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。		4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820千円	※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円
※2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	※2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>7,603</td><td>7,603</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603	7,603	期末残高相当額	1,900	1,900	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	5,330	5,330	減価償却累計額相当額	5,330	5,330	期末残高相当額	-	-
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	9,504	9,504																							
減価償却累計額相当額	7,603	7,603																							
期末残高相当額	1,900	1,900																							
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	5,330	5,330																							
減価償却累計額相当額	5,330	5,330																							
期末残高相当額	-	-																							
②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)	②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,030</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,030</td></tr></table>	1年以内	2,030	合計	2,030	<table><tr><td>1年以内</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>-</td></tr></table>	1年以内	-	合計	-																
1年以内	2,030																								
合計	2,030																								
1年以内	-																								
合計	-																								
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>104</td></tr></table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	104	<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>37</td></tr></table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	37												
支払リース料	2,067																								
減価償却費相当額	1,900																								
支払利息相当額	104																								
支払リース料	2,067																								
減価償却費相当額	1,900																								
支払利息相当額	37																								
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・同左																								
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																								
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・同左																								
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引																								

(借主側)			(借主側)		
未経過リース料 (単位:千円)			未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)		
1年以内		1,119	1年以内		710,121
1年超		1,959	1年超		962,627
合計		3,078	合計		1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	△778
小計	5,994,478	5,993,700	△778
合計	5,994,478	5,993,700	△778

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	△34,867
小計	655,700	620,832	△34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

628,566	124,622	56
---------	---------	----

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	6,000,000	—	—	—
小計	6,000,000	—	—	—
(2)その他有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
合計	6,000,000	—	—	—

第24期(平成21年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	△147
小計	2,998,947	2,998,800	△147
合計	2,998,947	2,998,800	△147

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	△22,707
小計	2,117,725	2,095,017	△22,707
合計	2,447,632	2,441,827	△5,805

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5. 其他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	—	—	—
小計	3,000,000	—	—	—
(2)其他有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
合計	3,000,000	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																						
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。																						
2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>749,327</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>749,327</td></tr> </table>	退職給付債務	749,327	退職給付引当金	749,327	2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>972,202</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>972,202</td></tr> </table>	退職給付債務	972,202	退職給付引当金	972,202														
退職給付債務	749,327																						
退職給付引当金	749,327																						
退職給付債務	972,202																						
退職給付引当金	972,202																						
3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>126,881</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>9,519</td></tr> <tr> <td>簡便法から原則法への変更による差額</td><td>125,138</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>15,991</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>277,530</td></tr> </table>	勤務費用	126,881	利息費用	9,519	簡便法から原則法への変更による差額	125,138	その他	15,991	退職給付費用	277,530	3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>145,258</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>12,449</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>87,363</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>6,153</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>11,409</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>262,634</td></tr> </table>	勤務費用	145,258	利息費用	12,449	過去勤務債務の費用処理額	87,363	数理計算上の差異の費用処理額	6,153	その他	11,409	退職給付費用	262,634
勤務費用	126,881																						
利息費用	9,519																						
簡便法から原則法への変更による差額	125,138																						
その他	15,991																						
退職給付費用	277,530																						
勤務費用	145,258																						
利息費用	12,449																						
過去勤務債務の費用処理額	87,363																						
数理計算上の差異の費用処理額	6,153																						
その他	11,409																						
退職給付費用	262,634																						
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数																						

	1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）
--	--

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
未払事業税	未払社会保険料
未払社会保険料	未払事業所税
未払事業所税	その他
その他	繰延税金資産計
繰延税金資産計	評価性引当額
評価性引当額	繰延税金資産合計
繰延税金資産合計	繰延税金負債
繰延税金資産の純額	未収還付事業税
	繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金	退職給付引当金
ソフトウェア償却	ソフトウェア償却
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
特定外国子会社留保金額	特定外国子会社留保金額
その他	その他有価証券評価差額金
繰延税金資産計	その他
評価性引当額	繰延税金資産計
繰延税金資産合計	評価性引当額
繰延税金負債	繰延税金資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産の純額
繰延税金負債合計	

繰延税金資産の純額		15,024
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
	(%)	
法定実効税率	40.7	
(調整)		
評価性引当額の増減	2.4	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	
住民税均等割等	0.0	
その他	△0.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
	(%)	
法定実効税率	40.7	
(調整)		
評価性引当額の増減	5.4	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	
住民税均等割等	0.2	
その他	1.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2	

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資 助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資 助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	139,844	—	—
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

（注） 1．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
主要株主 の子会社	住生コン ピュー ターサー ビス(株)	大阪市 淀川区	300,000	情報処理 サービス業	%	—	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
							ITサポート			長期前払費用	11,572
主要株主 の子会社	エムエル アイ・シ ステムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主 の子会社	エムエル アイ・シ ステムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用	560
										未払費用	8,785

（注） 1．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,471,590円96銭	1株当たり純資産額	1,405,954円57銭
1株当たり当期純利益	335,563円48銭	1株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成21年6月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- （イ）名称 中央三井アセット信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 11,000百万円（平成21年3月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
藍澤証券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
住友生命保険相互会社	369,000百万円	保険業法に基づき、保険業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	

※資本金の額は、平成21年3月末現在。

※住友生命保険相互会社の資本金の額は、平成21年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を7,056株（持株比率40.0%）保有しています。

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成20年12月25日	有価証券報告書
平成20年12月25日	有価証券届出書
平成21年6月19日	半期報告書
平成21年6月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年11月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエコ・バランスの平成20年9月26日から平成21年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコ・バランスの平成21年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年11月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエコ・バランスの平成19年9月26日から平成20年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコ・バランスの平成20年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 孝 昭 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 橋 本 克 己 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。